令和3年度 入札監視委員会議事概要

東北防衛局

開催日及び場所	令和3年7月7日(水)仙台第3合同庁舎2階大会議室
委員	委員長:伊東満彦(弁護士) 委員:髙橋雄一郎(公認会計士・税理士) 委員:滝澤紗矢子(大学院教授) 委員:棚橋則子(大学講師)

I 防御	[防衛省発注機関が発注する建設工事等に関する審議					
審	議対象	9期間	東北防衛局:令和3年1	月1日	~ 令和3年3月31日	
審	議対象	快 供 数	2 9 件			
1 2	入札状況は	こついて(フ	札参加資格の設定、指名及び	落札者	決定の経緯等について)	
抽	出 .	件 数	5件(契約件数7件	牛)	(審議概要) 【報告事項】	
建	一般競争(政	(府調達協定対象)	0件		・契約状況について ・指名停止措置状況について	
設	一般競争(政	府調達協定対象外)	4件(契約件数5年	牛)	・低入札価格調査実施状況について	
工	公募型	指名競争	0件		【抽出案件】 ・抽出案件の概要説明	
事	指名	競争	0件		・加山条件の帆安就切	
7	企 画	前 競 争	0件			
建設コンル	公募型フ	゜ロポーザル	0件			
タン ト業 務等		競 争 協定対象外)	1件(契約件数2件	牛)		
			意見・質問		回答	
	動からの	【抽出案	牛】			
	見・質問	〇建設工	事			
	に対す 回答等	◇一般競争	學契約(政府調達協定対象外)			
(1) 大湊外(2)囲障整備等建他工事						
の工事を合わせて再公告したが不成立となった案件とのことであるが、再々公告するに当たっての経緯及び変更点について説明願いたい。 のと土木工事を主としたものと工事であったが、両工事とも規かったことから不成立及び不制ものと思われる。これをら踏まえ2件を統合し事として規模を大きくし、工具も5か月延長して再公告したもる。		の公告は、機械工事を主としたも に木工事を主としたものとの2件の であったが、両工事とも規模が小さ にことから不成立及び不調となった に思われる。 れをら踏まえ2件を統合して総合工 して規模を大きくし、工期について い月延長して再公告したものであ いしながら結果は不成立となったも				

	意見・質問	回答
○委員からの 意見・質問○それに対す る回答等		のであり、その原因は工事規模に対して 工期があまりにも長すぎたこと及びその 間に配置する技術者が確保できないこと から不成立となったことが判明した。 このことから、再々公告では工期が長 い燃料給油施設の整備を取り止め、工期 を1年短縮したところ、ようやく落札に 至ったものである。
	・当初の土木工事を主とする工事が不調となった理由は何か。	・当該工事の入札に参加したのは青森市 の業者であり、施工場所であるむつ市と は距離があることから余分な経費が掛か ることになり、それを加算することによ って金額的に折り合わなかったのではな いかと考えている。
	・取り止めた燃料給油施設の整備はどうするのか。	・燃料給油施設の整備については当初から予算の都合により複数年度に分けて整備することとしていたものであるが、同一年度の予算で一本化して発注できるよう本省に要望しているところである。
	(2) 大滝根山(2)局舎改修等建築 その他工事	
	・本件は、当初公告で不調となった工事であるが、再公告するに当たりどのような変更をしたのか。	・建物外壁改修の施工範囲の見直し及び 見積活用方式の採用を行った。
	・再公告で見積活用方式を採用したことにより、予定価格は当初のものから どの程度増額となったのか。	・当初の予定価格より約1,400万円増加した。
	・再公告による入札の結果、低入札価格調査の対象となる入札価格で落札されたが、その額は不調となった当初の予定価格と比べてどうだったのか。	・落札金額は、当初の予定価格よりで約 1,000万円低額であった。
	・落札した業者が当初の入札に参加しなかったのはどのような理由か。	・落札した業者は、当初の入札時期において他の工事の入札にも参加しており、 技術者の確保が間に合わないことから、 本件入札を辞退したとのことである。
	 (3) 船岡(2)浴場新設等建築その他 工事	
	・本件は、当初公告で不成立となった 工事であるが、再公告するに当たりど のような変更をしたのか。	・一部の工事について見積活用方式を採用した。
	・不成立となった理由はどのようなものか。	・年末年始に業者が入札のための積算作業を行う日程となっていたが、コロナ感染対策としてメーカー及び下請業者が例年より長期の年末年始休暇となったため、業者が見積作業ができず入札参加を見送ったと聞いている。
	・入札の時期がずれていれば入札参加 者があったと思うか。	・宮城県内にも登録業者が数多くおり、 施工条件も厳しいものではないのでその ように思われる。

意見・質問

回答

- ○委員からの意見・質問
- ○それに対する回答等

・再入札の結果、低入札価格調査を実施しているが、局の予定価格と業者の 積算価格で価格差が大きいのはどのよ うな項目か。

(4)① 船岡(2)浴場新設等機械工事 ② 船岡(2)浴場新設等電気その 他工事

- ・本件は、当初1件の工事として公告したが不成立のため、「機械工事」と「電気その他工事」に分割して再公告したものとのことであるが、当初不成立となった理由はどのようなものと考えているのか。
- ・分割することにより経費等が割高になると思うが、どのくらい増加したのか。
- ・上記(3)の「建築その他工事」にも 電気、機械及び通信工事が含まれてい るが、本件を上記(3)の案件に含め浴 場新設を1件の工事としなかったのは 何故か。
- ・いわゆる大手ゼネコンであれば分離 しなくても1社で全部の工事が出来る のではないか。

○建設コンサルタント業務等 ◇一般競争契約(政府調達協定対象外)

- (5)① 松島(2補)雨水排水施設調査検討
 - ② 松島(2補)格納庫地区調査検討
- ・この2件の調査検討業務は、同一施設で同一時期の公告であるが、入札参加者が6者と1者であり差があるのは何故か。

・特定の項目に大きな乖離があったものではなく、ほぼ全ての項目で業者の積算額が安かった。

- ・業者に聞き取りをしたところ、一般競争参加資格確認申請書の提出期間が年末年始を挟む期間であったため、申請書作成が時間的に厳しかったこと、下請業者を確保するための調整期間が短かったととまた技術者が確保できなかったとの回答を得ており、このため不成立となったと考えている。
- ・分割しても工事内容に変更がないため 工事原価までの増額は生じないが、工事 規模が小さくなるため一般管理費等の率 が上がることにより、2件の合計で約14 0万円増加した。
- ・上記(3)の「建築その他工事」に含まれている電気、機械及び通信工事は、既存の浴場の解体に伴うものであり、解体工事を専門とする業者が施工するものである。一方、本件は新設及び改修工事であり電気工事業者が施工するため別工事としたものである。
- ・本件は工事規模が小さいため、通常大手ゼネコンが入札に参加するような案件ではない。仮に参加したとしても、下請を多く使うことになり経費が増加するため落札に至らないと思われる。

・入札参加者が1者だった②の「格納庫地区調査検討」は、松島基地が東日本大震災の津波で被災し、その復旧工事で格納庫、エプロン等を約3mほど盛土し高台化したが、その後地盤沈下により建物とエプロン等の間に段差が生じ部隊の運用に支障があることから、高台化したエリヤの段差をなくすための地盤改良等を行うための調査検討である。

近年、東北局における飛行場の舗装設計業務の発注がほとんどなく、また競争参加資格は「コンクリート舗装設計業務」の実績を有する者としているが本件のような飛行場における設計業務の経験のある業者が少ないと思われることから、入札参加者が限られたものとなったと推量している。

	意見・質問	回答
○委員からの 意見・質問○それに対す る回答等	・①の「雨水排水施設調査検討」では、入札に参加した6者のうち2者が無効となっているが、その理由は何か。	・無効となった2者は、総合評価落札方式における履行確実性の審査に関する追加資料の提出を辞退したことから無効となったものである。
	・無効となった2者の技術評価点は入 札に参加した他者と比較しても遜色な いものであるが、そのような者でも追 加資料を提出しないことはあるのか。	・追加資料を提出しても履行確実性の評価が低い場合は落札できないこともある。追加資料を作成する労力を考慮し提出しない例は多くある。
	・入札・契約状況調書の「価格と技術等の割合」が「1:1」と記載されているが、具体的にどのようなことなのか。	・総合評価の評価値算出割合を示しており、本件は入札価格と技術等の評価をそれぞれ60点を満点としていることから「1:1」となっているものである。他に「1:2」、「1:3」があり、それぞれ価格が30点と技術等が60点が満点、
	・技術等の評価に比べ価格の評価が低いのではないか。	価格が20点と技術等が60点が満点となる評価の仕組みとなっている。 ・ 価格評価点が満点となるのは0円で入札した場合であり、調査基準価格と同程度の金額で入札しても評価点は10点程度にしかならず、制度としては技術等に重きを置いたものになっている。
	(総括) ・審議した案件については概ね適切に 実施していたと思われるが、調査基準 価格を下回る入札の者が企業努力によ り安価な入札をした場合、履行確実制 度の調査により追加資料を求めると資 料の提出を辞退し無効になる案件があ	
	る。 業務の品質確保と競争性の確保の観点から適切な調査基準価格の設定に努めてほしい。	

2	2 談合疑義案件の処理状況について				
談合疑義件数		0件	(審議概要)		
工	談 合 情 報	0件	・なし		
事	点 検 結 果 疑 義	0 件			
業	談 合 情 報	0件			
務	点 検 結 果 疑 義	0 件			
	を員からの意見・質問 ストルス *** オス 同僚際	意見・質問	П	答	
	どれに対する回答等	・なし			
	員会による意見の具申 は勧告の内容	・なし			
3	3 入札結果の事後的・統計的分析結果について (公正入札調査会議への報告内容の確認等)				
	審議概要	・落札率、1者入札等の分析結果の	報告を行った。		
	を 員からの意見・質問	意見・質問	口	答	
	どれに対する回答等	・なし			
	員会による意見の具申 は勧告の内容	・なし			
4	4 再苦情処理(再説明請求回答)				
•	・該当案件事案なし				

令和3年度 入札監視委員会議事概要

防衛装備庁下北試験場

開催日及び場所	令和3年7月7日(水)仙台第3合同庁舎2階会議室	
委員	伊東満彦委員長(弁護士)	
	髙橋雄一郎委員(公認会計士・税理士)	
	滝澤紗矢子委員 (大学院教授)	
	棚橋則子委員(大学講師)	

Ⅱ防衛省発注機関が締結する契約(建設工事を除く)に関する審議

審議対象期間	令和2年4月1日~令和3年3月31日			
審議対象件数	255件			
1. 入札状況について(入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等に				
ついて)				
抽出件数	5件(契約件数8件)	(審議概要)		
一般競争	3件(契約件数4件)	1 契約状況の説明		
指名競争	0件	2 抽出案件の概要説明		
随意契約	2件(契約件数4件)	3 抽出案件の審議		
	意見・質問	回 答		
	【抽出案件】			
	○一般競争契約			
○委員からの意見・質	[①試験地域における射			
問	場道路の整備作業、警備			
	道路の補修]			
○それに対する回答等				
	・グレーダーの概要如何。	・試験場内の道路の大部		
		分は砂利道であり、冬季		
		の除雪等で砂利が取り除		
		かれて道路が凸凹にな		
		る。そこでグレーダーと		
		呼ばれる車両で道を均し		
		ている。砂利が不足して		
		いる部分には、新たに砕		
		石を追加で撒いて対応し		

意見・質問	回 答
.=. 2,,,	ている。
・毎年同様の契約を締結	・基本的に毎年同じだが、
しているが、対象となる	試験日程の都合で作業時
範囲は毎年異なるのか。	期を分けて実施すること
	はある。
日毎吐の人類とりました	1117年加工を入業の
・見積時の金額よりも、企 業が安く入札している理	・入札に参加した企業の努力と考えられる。
未が女く八礼している哇 由如何。	労力と与んりれる。
 ・A社とB社で入札金額	・企業の機材の所有の有
が大きく異なる理由如	無で変化してくると思料。
何。	未所有の場合は企業が機
	材をレンタルして役務を
	行うことになる。
・A社が落札し続けてい スポーケス	・A社がグレーダーを保 ナンマトル ナナ 34FA FB / FB / FB
る理由如何。 	有しており、また試験場付 近に所在する地元企業の
	近に所任 9 る地元在来の ためと思料。
	1007 C 10140
・2者入札と3者入札で	A社がどうしても落札
落札率が異なる理由如	したいため、より競争性が
何。	働く3者入札の際に入札
	金額を下げていると思わ
	れる。
[②構内・射場電話交換	
装置の点検整備] 	
 ・予定価格の算定方法如	・原価計算方式であり、会
• 丁化伽恰の昇化万仏如 何	・原価計算力式であり、会社から提出された見積書
15	を参考に試験場側でも金
	で少つに対象物則しむ主

	回答
尽允、其间	
	額を確認して算出した。
・見積をC社に依頼した 理由如何。	・平成28年に実施した 電話交換装置の換装を行った企業のため。他の企業 にも見積を依頼したが、対
	応不可であった。
・電話交換装置の点検は、 C社のみが行っている業 務なのか。	・機器本体を製造しているのがD社であり、それを 保守点検しているのがグループ会社のC社である。 他社の同等品はあるが、仮に導入しても、その製品の 保守を担当する企業が応募してくるのが実情である。
・以前に契約実績がある E社はC社の競争相手と ならないのか。	・前提として、E社は主としてD社の製品を扱う企業である。平成28年以降にもE社に声掛けしたが、辞退の申し出があり現在に至っている。
・点検整備では具体的にどのような作業を行うのか。	・電話交換機内の電話線は設置してから約30年経過しており、そのため電話機が不通になっていることがあり、官側で原因を特定できないことから四半期に一度点検する契約を締結している。

意見・質問	回 答
・試験場内に点在してい	・そうである。
る各施設にある内線用の	
電話機を点検していると	
いう認識でよいか。	
・点検作業は他社では対	・不可能ではないが、技術
応できないのか。	的な観点から参入しない
	と思料。
・一者入札は好ましくな	・契約サイドは一般競争
いので、競争性を確保し	を望んでいるが、要求元は
て最終的に落札金額が低	公募随契を要望している。
下するよう工夫していた	試験場の内部で見解の相
だきたい。	違があるので、持ち帰って
72.67.6	検討したい。
[③電気工作物保安管理	
業務委託]	
・ 令和元年から令和 2 年	・令和 2 年度から仕様書
にかけて予定価格が上昇	を見直し、役務で使用する
した理由如何。	機材及び消耗品を契約相
	手方が準備することとな
	ったためである。前年度ま
	では官側で支給していた。
・予定価格に0.95掛け	・過去の契約事例等を考
した理由如何。	慮して0.95を採用し
	た。

意見・質問	回 答
【抽出案件】	
○随意契約	
[④射場監視装置(その	
1)~(その3)の復旧作業、射場監視装置(その	
(元) (その3) の点検整	
備]	
・復旧作業の概要如何。	・OP-2、3及び6の改修にて取り外した射場監視装置を再設置するものである。
・落札率が毎回99%に近い理由如何。	・業者から見積の内訳を いただいて項目一つひと つを精査しているが、どう しても金額が近似してし まう。
・他社への声掛けは行っているのか。	・それぞれの装置の製造 元に声掛けしたが、撤退し たり下請にまわったりし ており対応不可であった。 見積も依頼したが辞退し た。
[⑤射場監視装置(その 4)の復旧作業、射場監視 装置(その4)の点検整 備]	
・価格決定の過程如何。	・予定価格を下回るまで、 企業から見積書を提出し てもらっている。

		意見・質問	回 答
		・商議を数回行っている	• 商議の最中に、予定価格
		が、予定価格を業者に伝	を業者に伝えることはし
		えないのか。	ていない。
総	特になし		
括			

2. 談合情報案件の処理状況について		
談合情報件数	0件	(審議概要)
		なし
	意見・質問	回答
○委員からの意見・質	なし	なし
問		
○それに対する回答等		
委員会による意見の具	なし	なし
申又は勧告の内容		